

様式第2 (第4条関係) (平16国交令12・全改、平23国交令424・一部改正)  
(表紙)

公共下水道事業計画書	
公共下水道管理者	
工事着手の予定年月日	
工事完成の予定年月日	

## 備考

用紙は、日本工業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表)

予定処理区域調査			
予定処理区域の面積	ヘクタール	予定処理区域内の地名	
処理区の名称	面積 (単位ヘクタール)	摘要	

## 備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調査中「予定処理区域」とあるのは、「予定排水区域」と、「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「処理区」とは、合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の污水管渠により排除される下水が二以上の終末処理場によって処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排出することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。
- 4 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

吐 口 調 書						
処理区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	摘要

## 備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調査中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「主要な吐口」とは、令第5条の2第2号の吐口をいう。
- 3 「主要な吐口の種類」の欄は、処理施設に係る吐口、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口ごとに、それぞれ、処理施設、雨水吐又は分流式雨水管渠と記載すること。また、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と記載すること。
- 4 「摘要」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。

(第3表)

管 渠 調 書			
処理区の名称	主要な管渠の内り寸法 (単位ミリメートル)	延長 (単位メートル)	摘要

## 備考

- 1 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう。
- 2 分流式の公共下水道については、污水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調査中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 「延長」については、10m未満の端数を四捨五入して記載すること。

(第4表)

処理施設調書										
終末処理場等の名称	位置	敷地面積(単位ヘクタール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画人口	摘要		
					晴天日最大(単位立方メートル)	雨天日最大(単位立方メートル)				
終末処理場等の敷地内の主要な施設										
終末処理場等の名称	主要な施設の名称		個数	構造	能力		摘要			

## 備考

- 1 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 2 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 3 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第5表)

ポンプ施設調書							
ポンプ施設の名称	処理区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積(単位ヘクタール)	1分間の揚水量 (単位立方メートル)		摘要	
				晴天時最大	雨天時最大		
ポンプ施設の敷地内の主要な施設							
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称		数	構造	能力	摘要	

## 備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

(第6表)

貯留施設調書				
処理区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力(単位立方メートル)	摘要

## 備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第3号の貯留施設をいう。
- 3 「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。